明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔政　令〕

○輸出貿易管理令の一部を改正する政令（二八四）　二
○介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（二八五）　二

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（法務五三三）　二
○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第三条の規定により職業実践専門課程としての認定を取り消した件（文部科学一七四）　三
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件（厚生労働三三九）　五
○肥料を登録した件（農林水産一八二二）　五
○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（同一八二三～一八二五）　五
○保安林の指定をする件（同一八二六～一八四〇）　六
○輸出貿易管理令第四条第二項第一号の規定に基づく別表第二の一の項の中欄及び三五の二の項（一）に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くものを定める件（経済産業二六三）　八
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第三十五条第一項の規定に基づき、中小企業診断士の登録養成機関として登録をした件（同二六四）　八
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛二二二）　八
○都市計画に関する件（近畿地方整備局一九六）　八
○道路に関する件（九州地方整備局一八〇）　八

〔国会事項〕

内閣　法務省　最高裁判所　九

〔皇室事項〕

九

〔官庁報告〕

官庁事項

移動受信用地上基幹放送（九九MHzを超え一〇三・五MHz以下の周波数を使用し、中国・四国広域圏（基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）第3の1（1）キにおける区域をいう。）を放送対象地域とするものに限る。以下同じ。）の業務の認定申請受付について（総務省）　九

労働

最低賃金の改正決定に関する公示（栃木労働局最低賃金公示五、群馬同二～五、富山同四、石川同五、佐賀同三、鹿児島同二）　九

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁
財団関係　一〇

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

会社その他　二七

## 本号で公布された法令のあらまし

**◇輸出貿易管理令の一部を改正する政令**（政令第二八四号）（経済産業省）

1　特定有害廃棄物等に該当する仮に陸揚げした貨物の輸出について経済産業大臣の承認を要しないこととした。（第四条第二項関係）

2　エンコーダの部分品等の輸出について経済産業大臣の許可を要するものとすること等所要の規定の整備を行うこととした。（別表第一関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二月を経過した日から施行することとした。

**◇介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令**（政令第二八五号）（厚生労働省）

1　平成三〇年度から平成三二年度までの第二号被保険者負担率を一〇〇分の二七とすることとした。（第五条関係）

2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。